

つくば市市民研修センター
指定管理者候補者選定検討結果報告書

令和4年(2022年)10月27日

つくば市指定管理者候補者選定検討会議

(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市市民研修センター
- (2) 所在地 資料 2 「つくば市市民研修センター施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくば市市民研修センター施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくば市市民研修センター施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくば市市民研修センター条例（平成 12 年つくば市条例第 41 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくば市市民研修センター施設概要」参照

3 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所属等	氏名	備考
1	政策イノベーション部長	藤光 智香	座長代理
2	市民委員	木村 京子	外部委員
3	市民委員	澤内 真人	
4	税理士	高谷 豊	

5	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	
6	つくば市福祉団体等連絡協議会 副会長	船橋 秀彦	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	市長公室長	片野 博司	庁内委員
9	総務部長	篠塚 英司	
10	教育局長（施設所管部長）	吉沼 正美	

5 選定までの経過

令和4年7月11日（月）～令和4年8月10日（水） 募集要項配布

令和4年7月15日（金）～令和4年7月31日（日） 質問受付

令和4年7月21日（木） 現地説明会

令和4年7月21日（木）～令和4年8月10日（水） 申請書類受付

令和4年8月12日（金）～令和4年9月28日（水）

第一次審査（教育局生涯学習推進課、政策イノベーション部企画経営課による書類審査）

令和4年9月29日（木） 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催

令和4年10月27日（木） 第4回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名称：社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

所在地：茨城県つくば市筑穂一丁目10番地4

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	市上限額
令和5年度	28,896千円	28,896千円
令和6年度	28,896千円	28,896千円
令和7年度	28,896千円	28,896千円
令和8年度	28,896千円	28,896千円
令和9年度	28,896千円	28,896千円

8 審査

募集要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／教育局生涯学習推進課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）
 - ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
 - ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料3参照）に基づき、採点表（資料4参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

- (1) 候補者

【申請者1】

名 称：社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

所在地：茨城県つくば市筑穂一丁目10番地4

代表者：会長 松本 玲子

設 立：平成2年6月25日

資産の総額：2億338万7,337円

事業内容：社会福祉を目的とする事業の企画及び実施。社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助。社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等

主な実績：つくば市市民研修センター指定管理業務

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第6条の2に基づき、申請者1を候補者として選定した。

〇つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

平成18年10月12日

告示第345号

改正 平成19年 3月28日告示第135号 平成20年 8月 1日告示第438号
平成21年 5月26日告示第245号 平成22年 3月30日告示第146号
平成23年 3月31日告示第164号 平成25年 5月24日告示第401号
平成27年 3月31日告示第383号 平成27年 9月 2日告示第1086号
平成29年 3月31日告示第422号 平成29年 6月28日告示第778号
平成30年 4月23日告示第506号

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（平20告示438・一部改正）

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

（平20告示438・全改）

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
 - (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、公募により市長が選定するもの
 - (3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定
予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員
- 4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の
指定管理者の指定を行う日までとする。

（平19告示135・平21告示245・平23告示164・平25告示401・平27告示
383・平29告示422・平29告示778・平30告示506・一部改正）

（会議等）

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、副市長をもって充てる。
 - 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
 - 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員
がその職務を代理する。
 - 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 6 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数
以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができ
る。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条各号の不開示
情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められ
る場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席す
ることができない。ただし、条例第4条第2項に規定する者を指定予定施設の指
定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りでな
い。

(平19告示135・平25告示401・平27告示1086・平29告示778・一部改正)

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

(平25告示401・一部改正)

(結果の公表)

第6条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

(平21告示245・平22告示146・平23告示164・平27告示383・平29告示422・一部改正)

附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

附 則 (平成19年告示第135号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第438号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第245号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第146号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第164号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第401号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年告示第383号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第1086号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年告示第422号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第778号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年告示第506号）

この告示は、公表の日から施行する。

つくば市市民研修センター 施設概要

(1) 名称

つくば市市民研修センター

(2) 所在地

茨城県つくば市北条1477番地 1

(3) 施設の設置目的

市民及び市内の企業に勤務する者に生涯学習の機会を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与する。

(4) 設置日

平成12年 4 月 1 日

(5) 施設根拠 (条例名)

つくば市市民研修センター条例

(6) 施設の概要等

① 敷地面積

1,609.70㎡

② 施設

ア 構造 木造平屋建て (数寄屋風造り)

イ 施設概要

第1研修室 (多目的ホール)、第2研修室 (会議室)、第3研修室 (会議室)、第4研修室 (会議室)、第5研修室 (和室)、第6研修室 (和室)、浴室・脱衣室、事務室

ウ 建築面積 578.70 ㎡

エ 延床面積 578.70 ㎡

オ 建築時期 平成 11 年 11 月

③ 設備 (設備概要)

空調設備、消防設備、自動ドア、ボイラー、浴槽ろ過設備

④ その他

駐車場 (38 台)、樹木、芝地、花壇

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

- 2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

- 2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

- 2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第 1 順位となる者が 2 者以上となった場合にはいずれの者も第 1 順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7 段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の 5 つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

附 則

この基準は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

この基準は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要

施設概要	名称					
	所在地					
	関係条例等					
	設置目的					
指定管理者	名称					
	所在地					
指定管理業務の内容						
指定期間						
総合評価(年度評価)	和暦年度 (西暦年度)	和暦年度 (西暦年度)	和暦年度 (西暦年度)	和暦年度 (西暦年度)	和暦年度 (西暦年度)	

管理運営実績データ

施設名

施設名	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

評価項目		
(1) 管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	
【評価の理由】		
(2) 運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。地域の住民や団体との連携が図られているか。地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	
【評価の理由】		

2 評価結果

評価項目			
(3) 収支状況	項目	視点	評点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	
	【評価の理由】		

【総合評価】

合計評点	評価ランク
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。	

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回る素晴らしい成果があがったもの
 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加
 A: 3点加
 B: 0点
 C: 3点減
 D: 5点減

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

つくば市市民研修センター 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	社会福祉協議会	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5		3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7		4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7		4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7		4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5		3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5		3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5		3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5		3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5		3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5		3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5		3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5		3
13	新型コロナウイルスを含めた感染症への具体的方策 ※施設の特性に合った感染症(レジオネラ菌等)への具体的方策があるか		5		3
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表	—		—
合計点数			86		(基準点) 51
適・否					

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	教育局生涯学習推進課
評価対象期間	平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで(4年間)

1 施設の概要

施設概要	名称	つくば市市民研修センター			
	所在地	つくば市北条1477-1			
	関係条例等	つくば市市民研修センター条例・つくば市市民研修センター条例施行規則			
	設置目的	市民及び市内の企業に勤務する者に生涯学習の機会を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与するため(条例第1条)。			
指定管理者	名称	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会			
	所在地	つくば市筑穂1-10-4			
指定管理業務の内容	<p>市民研修センターは、市民及び市内の企業に勤務する者に生涯学習の機会を提供し、教育の振興および文化の向上に寄与し、また、高齢者の相互交流の促進を図ることにより、福祉の増進に寄与することを管理運営の基本方針としています。</p> <p>主な業務</p> <p>1 施設の運営に関して行わなければならない業務</p> <p>(1)生涯学習に係る講座に関する事業</p> <p>ア 講座等の実施</p> <p>イ 講座等の実施回数</p> <p>ウ 講座等の受講料</p> <p>エ 自主事業としての講座等の扱い</p> <p>(2)施設及び付属設備の供用に関する事業</p> <p>ア 施設使用申請の受付け、許可業務</p> <p>イ 利用料金</p> <p>ウ 浴室利用</p> <p>(3)施設等及び物品の維持管理に関する業務</p> <p>ア 施設等管理業務</p> <p>イ 備品管理業務</p> <p>2 施設の維持管理に関して行わなければならない業務</p> <p>(1)建築物保守管理業務</p> <p>(2)設備管理業務</p> <p>ア 浴室衛生管理業務</p> <p>イ 植栽維持管理業務</p> <p>(3)清掃業務</p> <p>(4)保安警備業務</p> <p>3 その他、必要と認められる業務</p> <p>(1)施設事業に係る広報・PR</p> <p>(2)利用統計の作成</p> <p>(3)利用者アンケートの実施</p> <p>(4)指定管理者名の表示</p> <p>(5)文書管理</p> <p>(6)業務報告</p> <p>(7)引継ぎ</p> <p>(8)市への協力</p> <p>(9)関係機関との連携</p>				
指定期間	平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで(5年間)				
総合評価(年度評価)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
	B	B	B	A	X

管理運営実績データ

施設名 つくば市市民研修センター

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等	つくば市の生涯学習推進の一拠点として、子どもから高齢者まで主体的な生涯学習を応援します。 ○地域との連携 ○積極的な情報発信 ○リピーターの獲得	平成30年度実績(研修室・浴室) 総利用者数 31,615人 うち免除者数 29,268人 (免除率92.58%) 令和元年度実績(研修室・浴室) 総利用者数 33,203人 うち免除者数 30,060人 (免除率90.53%) 令和2年度実績(研修室・浴室) 総利用者数 14,089人 うち免除者数 12,960人 (免除率91.98%) 令和3年度実績(研修室・浴室) 総利用者数 17,578人 うち免除者数 16,525人 (免除率94.00%)	新型コロナウイルス蔓延後は、感染拡大防止のため施設利用ガイドラインを設置した。 利用時もクラスターを発生させないよう、密を避け、検温、手指消毒の徹底を行っている。 入浴時は、時間と定員を設けて感染拡大防止を図っている。 利用料免除者数が9割を超えているため、一般利用者へ向けて、利用の増加を図るべく引き続き施設のPRを実施する。
自主事業 (講座・セミナー等)	地域住民のニーズや施設利用状況を把握しながら、講座の充実に努めるとともに、地域住民とのイベントの共同開催により、地域住民との交流を促進する。	平成30年度講座開催実績(前期、夏期、後期、新春、特別) 講座数 35講座 開催数 282回 参加者総数 3,978名 30年度イベント実績 イベント数 4回 参加者総数 570名 令和元年度講座開催実績(前期、夏期、後期、新春、特別) 講座数 28講座 開催数 247回 参加者総数 3,905名 令和元年度イベント実績 イベント数 3回 参加者総数 867名 令和2年度講座開催実績(前期、夏期、後期、新春、特別) 講座数 14講座 開催数 121回 参加者総数 1,761名 令和2年度イベント実績 イベント数 0回 参加者総数 0名 令和3年度講座開催実績(前期、夏期、後期、新春、特別) 講座数 25講座 開催数 192回 参加者総数 2,651名 令和3年度イベント実績 イベント数 1回 参加者総数 31名	新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底することにより、休館期間を除き講座を開催することができた。 イベントについては、4月の春まつり、夏の子供向けお話し会、秋の利用団体発表会を感染拡大防止の観点から中止とした。

<p>アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)</p>	<p>質の高いサービスと接遇を提供し、市民に親しまれ利用しやすい運営に努める。</p> <p>○業務マニュアルの作成による業務の標準化 ○職員教育の徹底 ○アンケート調査及びご意見箱による利用者ニーズの把握 ○利用団体懇談会による意見の聴取 ○トラブル未然防止・対処のための情報の共有</p>	<p>平成30年度回答数:290件 ○利用しやすいか 満足90.9%、普通:8.8% 不満:0.3% ○職員の対応 満足:95.9%、普通:4.1% 不満:0%</p> <p>令和元年度回答数:278件 ○管理は行き届いているか 満足89.9%、普通:10.1% 不満:0.0% ○職員の対応 満足:95.3%、普通:4.3% 不満:0.4%</p> <p>令和2年度回答数:162件 ○管理は行き届いているか 満足:94.5%、普通:5.6%、 不満:0.0% ○職員の対応 満足:96.3%、普通:3.1%、 不満:0.0%</p> <p>令和3年度回答数:193件 ○利用しやすいか 満足:94.7%、普通:5.1%、 不満:0.0% ○職員の対応 満足:98.8%、普通:1.0%、 不満:0.0%</p>	<p>利用者アンケートの満足度は、例年高い水準を維持している。 不満については1%未満であることから、利用者の満足度は高水準を保っており、適切な施設管理、接遇がなされている。</p>
<p>収支状況</p>	<p>施設スタッフの業務を分業化せず、いろいろな業務を多能的に担当できるよう教育し、低コスト施設の実現を目指す。</p> <p>平成30年度収支計画 収入:26,000,000円 支出:26,000,000円</p> <p>令和元年度収支計画 収入:27,300,000円 支出:27,300,000円</p> <p>令和2年度収支計画 収入:26,000,000円 支出:26,000,000円</p> <p>令和3年度収支計画 収入:26,100,000円 支出:26,100,000円</p>	<p>平成30年度収支実績 収入:23,859,228円 支出:26,344,127円 差引:-2,484,899円</p> <p>令和元年度収支実績 収入:26,858,460円 (内社協借入金2,697,365円) 支出:26,858,460円 差引:0円</p> <p>令和2年度収支実績 収入:24,151,426円 (内社協借入金1,497,086円) 支出:24,151,426円 差引:0円</p> <p>令和3年度収支実績 収入:25,279,607円 (内社協借入金2,170,566円) 支出:25,279,607円 差引:0円</p>	<p>例年、赤字決算のため、当初より赤字分を社会福祉協議会から借入金収入として計上しており、決算時に清算している。</p>

2 評価結果

評価項目		
(1) 管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	2
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	2
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	2
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	2
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	2
【評価の理由】		
(2) 運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	3
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	3
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	2
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	2
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	2
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	4
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。地域の住民や団体との連携が図られているか。地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	3
【評価の理由】		
<p>①新型コロナウイルス感染症対策のため、浴室が密にならないよう、入浴時間と人数に制限を設けて運用しているが、新たな利用方法を掲示するなどして、公平な利用ができるよう配慮を行った。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、健康増進や教育の振興に係る講座を実施した。</p> <p>⑥利用者からの苦情もなく、アンケートの結果、「職員の対応」の満足度は4年間平均で95%を超えている。</p> <p>⑧地域住民の方々から、花植えや草取りなどの施設の環境美化活動をボランティアで行ってもらっており、地域に密着した施設になっている。</p>		

2 評価結果

評価項目			
(3) 収支状況		評点	
	項目	視点	
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	2
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	1
【評価の理由】 ②令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により臨時休館を行い、自主事業の中止や縮小をせざるを得ない状況であった。感染拡大防止のための消耗品購入費が嵩む一方、臨時休館による電気料や水道料金等の縮減はありつつも全体収支はマイナスになった。			

【総合評価】

合計評点	38	評価ランク	B
------	----	-------	---

【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。

利用者満足度は毎年高い水準を維持し続けていた。利用者や職員の普段の信頼関係もあり、大きな不満やクレームを受けることもなく適切な接遇をすることができていた。
 新型コロナウイルス蔓延後は、感染拡大防止措置を講じながらの施設運営を行った。
 閉館措置や、入浴時の時間制限など利用者にとって不便をかける環境下にあっても、利用者や職員の安全を最優先とする運営を行っていた。
 利用者の多くが地域の方々であり、地域に密着した施設となっている。
 今後も、状況により様々な対応をせざるを得ないが、職員の創意工夫や担当との協議を密にすることにより、利用者も職員も安心して利用できる施設になるよう指導をする。

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
- 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
- 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
- 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
- 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
(0点の項目が無く、合計点が49点以上)
- A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
(0点の項目が無く、合計点が39～48点)
- B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
(0点の項目が無く、合計点が30～38点)
- C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
(合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
- D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
(合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加算
- A: 3点加算
- B: 0点
- C: 3点減算
- D: 5点減算

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。